

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 24 日

別 記 団 体 御 中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通達では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和 6 年 3 月 22 日付け警察庁丁規発第 37 号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を案内しています。

- ・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100 メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として 1 年以上とすることで全国的に統一
- ・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等

(別記)

公益社団法人	日本歯科医師会
公益社団法人	日本薬剤師会
公益社団法人	全日本病院協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
一般社団法人	全国在宅療養支援医協会
一般社団法人	日本医療法人協会
一般社団法人	日本社会医療法人協議会
公益社団法人	全国自治体病院協議会
公益社団法人	日本精神科病院協会
一般社団法人	日本病院会
一般社団法人	国立大学附属病院長会議
一般社団法人	日本私立医科大学協会
一般社団法人	全国公私病院連盟
独立行政法人	国立病院機構
独立行政法人	地域医療機能推進機構
独立行政法人	労働者健康安全機構
社会福祉法人	北海道社会事業協会
社会福祉法人	恩賜財団済生会
日本赤十字社	
国家公務員共済組合連合会	
一般社団法人	全国社会保険協会連合会
一般財団法人	厚生年金事業振興団
一般社団法人	地方公務員共済組合協議会
全国厚生農業協同組合連合会	
健康保険組合連合会	
国立健康危機管理研究機構	
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人	国立がん研究センター
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター
日本医学会	
特定非営利活動法人	日本法医学会
一般社団法人	日本プライマリ・ケア連合学会
一般社団法人	日本在宅医療連合学会
一般社団法人	日本病院総合診療医学会
公益社団法人	日本医学放射線学会
公益財団法人	日本眼科学会
一般社団法人	日本形成外科学会
一般社団法人	日本外科学会
公益社団法人	日本産科婦人科学会

公益社団法人	日本小児科学会
一般社団法人	日本耳鼻咽喉科学会
公益社団法人	日本整形外科学会
公益社団法人	日本精神神経学会
一般社団法人	日本内科学会
一般社団法人	日本脳神経外科学会
一般社団法人	日本泌尿器科学会
公益社団法人	日本皮膚科学会
一般社団法人	日本病理学会
公益社団法人	日本麻酔科学会
一般社団法人	日本臨床検査医学会
一般社団法人	日本救急医学会
公益社団法人	日本リハビリテーション医学会
一般社団法人	日本看護系学会協議会
公益社団法人	日本栄養士会
一般社団法人	日本循環器学会
一般社団法人	日本心不全学会
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	日本精神科看護協会
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
公益社団法人	日本助産師会
公益社団法人	日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会	
民間介護事業推進委員会	
一般社団法人	全国介護事業者連盟
一般財団法人	長寿社会開発センター
一般社団法人	全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	
日本介護クラフトユニオン(NCCU)	
公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会